

# 発信者情報開示に関する新たな裁判手続きについて —総務省「最終とりまとめ」の検証を中心に—

高 田 寛

## 1. はじめに

社会の変化が激しすぎると、過去に作った法律があっという間に陳腐化する。2001年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」または「法」という。）<sup>1</sup>もその例外ではない。特に、同法4条1項に規定する発信者情報開示請求権については、2010年に公表された日本弁護士連合会の「消費者のための発信者情報開示制度に関する意見書」<sup>2</sup>や、2011年に公表された総務省の「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」（以下「検証提言」という。）<sup>3</sup>などにおいて、実情に合わせた法改正の必要性が叫ばれてきたが、2021年2月に、本法の改正案が国会に提出されたものの、未だに抜本的な改正がなされず、ネット上の誹謗中傷などの権利侵害行為に苦しむ人が後を絶たない。

それを象徴するかのような事件が、2020年5月23日に起きた。プロレスラーの木村花さんが、民放の番組「テラスハウス」出演時の言動により、SNS上で木村花さんを非難する誹謗中傷が行われ、これが原因で自殺したと思われる。これを受けて、同年5月26日、総務省の高市総務大臣（当時）は、閣議後の記者会見において、「プロバイダ責任制限法に基づく開示対象となる発信者情報の追加、開示手続を円滑化する方策などについて検討を開始いたしました。匿名の者が権利侵害情報を投稿した場合に、発信者の特定を容易にするための方策などについて検討する予定でございます。この検討結果を踏まえて、制度改正も含めた対応を、スピード感を持って行ってまいります」と述べた<sup>4</sup>。その後、同年8月31日、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」（平成14年総務省令第57号）（以下「総務省令」という。）の改正が行われたが<sup>5</sup>、結果的に、その時は開示される項目に「発信者の電話番号」が追加されるだけに終わった<sup>6</sup>。

しかしながら、発信者情報開示請求権については、総務省内に「発信者情報開示請求の在り方に関する研究会」が、2020年4月に設けられ、同年8月の「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）<sup>7</sup>公表後も検討が続けられた<sup>8</sup>。そして、2020年12月に、これらの検討の結果をまとめた「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」（以下「最終とりまとめ」という。）<sup>9</sup>が公表された<sup>10</sup>。この総務省の「最終とりまとめ」には、新たな裁判手続き（非訟手続）（以下「非訟手続」という。）<sup>11</sup>など、プロバイダ責任制限法の抜本的な改正の基本となる考え方が記されている。

新たな裁判手続きについては、筆者も、2017年3月、拙稿「ネット上の権利侵害行為の明白性とプロバイダの責任」（企業法学研究2016第5巻1号）で、その必要性を主張したが、「最終とりまとめ」でも、その必要性とともに考え方が詳細に記されている。

本稿では、現在の発信者情報開示請求の手続きの課題を再度洗い出し(2)、「最終とりまとめ」をベースに、非訟手続のメリット・デメリット(3)、具体的な非訟手続(4)、及びその実効性について検証するとともに(5)、今後の知的財産権侵害の制度設計について考察を加える(6)。

## 2. 発信者情報開示請求の手続きの課題

ネット上で、自分の悪口が書き込まれていたり、自分の描いたイラストが無断で掲載された場合はどうしたらよいのであろうか。それも書き込んだ者が匿名の場合には、相手に文句を言うにも、相手（以下「情報発信者」又は「加害者」という。）が特定できない。このような場合、権利を侵害されたとする者（以下「被害者」という。）は、書き込んだ相手（加害者）が誰かをプロバイダ<sup>12</sup>に問い合わせることになろう。これを権利化・法定化したものが、プロバイダ責任制限法4条1項に規定する発信者情報開示請求権である。

法4条1項に規定する発信者情報の開示を請求することのできる場合とは、①侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者（被害者）の権利が侵害されたことが明らかであるとき（明白性）、②当該発信者情報が当該開示の請求をする者（被害者）の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき（正当性）であり、これら2つの要件に該当していることが必要である<sup>13</sup>。ところが、実際は、この2つの要件が厳格に過ぎ、実質的に法としての実効性が薄いものとなっている<sup>14</sup>。

次に問題となるのが、法4条4項の規定である。法4条4項は、開示関係役務提供者（プロバイダ）は、法4条1項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者（被害者）に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ賠償の責めに任じない、と規定する。これは、わが国では、プロバイダに権利侵害かどうかの判断をさせることを意味する<sup>15</sup>と同時に、プロバイダが判断に困って開示しないとしても、被害者に生じた損害については、プロバイダに責任を負わせないことを意味する。裏を返せば、発信者情報（加害者の情報）を開示して、被害者に損害が生じた場合には、プロバイダは責任を負うことになる。この結果、プロバイダは、必然的に、被害者に対して、発信者情報を開示しないことを選択する。このように、法4条4項は、プロバイダに発信者情報（加害者の情報）を開示しない方向へと導いているとしか取れない規定であるといえる。

中でも被害者にとって、最も大きな救済の障壁となっているものが、発信者情報開示請求の手続きの煩雑さである。例えば、ツイッター（コンテンツプロバイダ）に自身の悪口が匿名で書き込まれていたとしよう。被害者は、まず最初に、コンテンツプロバイダであるツイッター社に、誰が発信者（加害者）なのか問い合わせる。しかし、ツイッター社が保管している情報は、IPアドレスとタイムスタンプ程度のログ情報しかない。また、古い書き込みには、それらのログ情報もない場合も多い<sup>16</sup>。この発信者情報開示の手続きは、ツイッター社を相手に、裁判所に仮処分命令の申立てを行うことによって行われる<sup>17</sup>。なお、ツイッター社は米国企業であるが、これらの窓口のオフィスはアイルランドのダブリンにあり、英語による請求手続きとなる。

この仮処分の申立ては、ほぼ認められ、ツイッター社から加害者のIPアドレスやタイムスタンプを入手することができ、WHOIS<sup>18</sup>などのシステムを使って、アクセスプロバイダを特定すること

発信者情報開示に関する新たな裁判手続きについて—総務省「最終とりまとめ」の検証を中心に—  
ができる。ここでは、このアクセスプロバイダをNTTドコモと仮定しよう。NTTドコモは、利用者と正式な利用契約を結んでいるため、利用者の氏名や住所などの個人情報保管している<sup>19</sup>。このため、被害者は、法4条1項に基づき、NTTドコモに「発信者情報開示請求書」<sup>20</sup>を送ることにより、発信者情報の開示を請求することができる。しかし、NTTドコモは、当然のことながら、法4条4項により、開示を拒むことを選択することができる。このような場合、被害者は、再度、NTTドコモに対し発信者情報開示請求の訴訟を提起することになる<sup>21</sup>。

しかし、被害者が、NTTドコモに対し発信者情報開示請求の訴訟を提起したとしても、裁判所が認めるとは限らない。むしろ認めないことの方が多い。なぜなら、法4条1項に規定する、明白性および正当性の要件が厳しすぎるからである。特に、侵害行為があった時点でのIPアドレスが存在しない場合又は不明な場合は、明白性の要件を欠くという理由で、発信者情報開示請求が認められない場合が多い<sup>22</sup>。仮に、発信者情報開示請求が認められ、被害者が加害者の氏名や住所などの情報が入手できた場合であっても、加害者に対する訴訟はこれからであり、被害者は加害者を相手取って、侵害情報の削除請求及び慰謝料請求の訴訟を提起することになる。この結果、侵害情報が削除され慰謝料が取れたとしても、その額はわずかであり<sup>23</sup>、訴訟倒れになることが多い。このように、多くの場合、①コンテンツプロバイダへの開示請求、②アクセスプロバイダへの（消去禁止の仮処分及び）開示請求を経て、発信者を特定した上で、③発信者に対する損害賠償請求等を行うという、3段階の裁判手続きが必要になる<sup>24</sup>。

一方、加害者の方は、多くの場合、軽い気持ちで書き込む場合が多いようである。被害者からアクセスプロバイダに対し、「発信者情報開示請求書」が送られて来ると、アクセスプロバイダは、加害者に対し、「発信者情報開示に係る意見照会書」（意見照会書）<sup>25</sup>を送付する。この時点で初めて、加害者は、被害者からの訴訟の対象になる可能性があることに気づくことになる。「発信者情報開示に係る意見照会書」（意見照会書）には、「この度、次葉記載の情報の流通により権利が侵害されたと主張される方から、次葉記載の発信者情報の開示請求を受けました。つきましては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）第4条第2項に基づき、〔弊社・私〕が開示に応じることについて、貴方のご意見を照会いたします。ご意見がございましたら、本照会書受領日から二週間以内に、添付回答書（書式③-1）にてご回答いただきますよう、お願いいたします。」と記されており、回答を求めている。また、「二週間以内にご回答いただけない事情がございましたら、その理由を〔弊社・私〕までお知らせください。」と、開示請求に同意しない場合には、その理由を求めている<sup>26</sup>。

加害者は、この「発信者情報開示に係る意見照会書」（意見照会書）を見て、自分がどういう態度をとるか判断しなければならない。このままだと自身が訴訟の対象となり、家族や職場に、自分がネットに違法又は違法に近い書き込みをしたという事実が明らかになり、また損害賠償請求されるおそれがあるとして、開示請求に応じ、アクセスプロバイダを通じて、早めに被害者に謝ってしまうことが考えられる。しかし、多くの場合、開示請求に応じると、訴訟の対象となる可能性が高くなるので、拒否する又は無視するケースが多い。

このような場合を想定して、「発信者情報開示に係る意見照会書」（意見照会書）には、「なお、ご回答いただけない場合又は開示に同意されない場合でも、同法の要件を満たしている場合には、

## 論説

〔弊社・私〕は、次葉記載の発信者情報を、権利が侵害されたと主張される方に開示することがございますので、その旨ご承知おきください。」と記され、さらに注意書きとして「権利を侵害したとされる情報を貴方が発信されていなくても、実際には、インターネット接続を共用されているご家族・同居人等が発信されている場合があります。その場合、貴方ではなく、発信者であるご家族・同居人等のご意見を照会したく、ご確認の上、添付回答書（書式③-2）により発信者からご回答いただけるようお手配ください。」と、加害者が本人以外の場合であっても、回答に応じるように求めている<sup>27</sup>。

このように、法4条1項は、被害者の被害回復のための発信者情報開示の必要性と、加害者のプライバシーの保護及び匿名表現の自由の確保という、相反する権利利益の上に立脚するものであるが、権利侵害の明白性の要件の厳しさから判断すると、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由の保護法益を重視したものとなっている<sup>28</sup>。

これらを踏まえ、「最終とりまとめ」は、現状の発信者情報開示の実務における課題として、次のように整理している<sup>29</sup>。

### ア) 発信者を特定できない場面の増加

近年、投稿時のIPアドレス等を記録・保存していないコンテンツプロバイダの出現により、投稿時のIPアドレスから通信経路を辿ることにより発信者を特定することができない場合があるほか、アクセスプロバイダにおいて特定のIPアドレスを割り当てた契約者（発信者）を特定するために接続先IPアドレス等の付加的な情報を必要とする場合があるなど、現行の総務省令に定められている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加している。

また、発信者情報開示の場面においては、被害者が投稿後、一定の時間が経ってから権利侵害投稿に気づく場合や、コンテンツプロバイダにおける開示手続に一定の時間がかかるケースでは、アクセスプロバイダが保有するIPアドレスなどのログが請求前に消去されてしまう場合がある等のため、発信者の特定に至らない可能性がある。

### イ) 発信者特定のための裁判手続の負担

前述のとおり権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースとともに、権利侵害が明白と思われる場合であっても、実務上、発信者情報がプロバイダから裁判外で（任意に）開示されることはそれほど多くないことが指摘されている。

このように「最終とりまとめ」では、課題が整理され、発信者情報開示請求に係る制度の見直しに当たっては、発信者情報開示請求権によって確保を図ろうとする法益は何かを確認した上で、その実現のための具体的な方策の在り方について検討を深めることが適当であるとしているもの<sup>30</sup>、想定しているケースが、誹謗中傷、名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害等の人格権侵害に限定されているような書き方であり、海賊版の映像の不法アップロードなどの著作権侵害、商標権侵害などの知的財産権侵害については、あまり考慮されていないのではないと思われる。

「最終とりまとめ」では、知的財産権侵害と人格権侵害を区別せず、同一の手続きによる解決策を模索しているように見えるが、明らかに知的財産権侵害と人格権侵害は、保護法益が異なることから、分けて議論すべきであり、解決に向けての手続きも別個のものとして取り扱った方が

発信者情報開示に関する新たな裁判手続きについて—総務省「最終とりまとめ」の検証を中心に—  
良いのではないだろうか。ネット上の侵害行為を、知的財産権侵害と人格権侵害を明確に区別できないこともあるが、解決策のアプローチの1つとして、知的財産権侵害と人格権侵害に分けた場合の解決策を検討する（後述「6」）。

### 3. 非訟手続きのメリット・デメリット

「最終とりまとめ」では、前述のとおり、被害者救済のためには3段階の裁判手続きを経る必要があり、そのため、これらの裁判手続きのプロセスに多くの時間・コストがかかることは被害者にとって負担となっており、場合によっては権利回復のための手続きを断念せざるを得ないこともあるなどの課題があるため、例えば、1つの手続きの中で発信者（加害者）を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者の権利回復を可能とする裁判手続きの実現を図る必要があるとしている<sup>31</sup>。2021年の改正法案では、仮処分と訴訟を1つの裁判で行うとしている。

また、「最終とりまとめ」は、発信者情報開示の場面においては、被害者が投稿後、一定の時間が経ってから権利侵害投稿に気づく場合や、コンテンツプロバイダにおける開示手続に一定の時間がかかるケースでは、アクセスプロバイダが保有するIPアドレスなどのログが請求前に消去されてしまう場合がある等のため、発信者の特定に至らない可能性があるという課題を指摘している<sup>32</sup>。これは、コンテンツプロバイダのログ情報の保存期間が、平均3～6か月と短く、被害者救済のための情報が入手できないという実情を問題視したものである。

なお、これらの問題は「中間とりまとめ」でも、次のように指摘されていた<sup>33</sup>。

#### (ア) 新たな裁判手続きについて

具体的には、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするため、柔軟な制度設計を可能とする観点から、例えば、法改正により、発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて、非訟手続等として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新たな裁判手続）を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めることが適当である。

#### (イ) 特定の通信ログの早期保全について

権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。具体的に、例えば、①発信者を特定する手続と、②特定された発信者情報を開示する手続を分割し、①について、発信者情報を被害者に秘密にしたまま、コンテンツプロバイダに迅速に発信者情報を提出させ、アクセスプロバイダにおいて発信者を特定し、当該発信者情報を保全しておくプロセスを設けるなど、早期に発信者情報を特定・保全できるようにする仕組みを設けることが考えられる。

これらを前提に、「最終とりまとめ」は、制度設計次第としながらも、非訟手続の創設の利点を、以下のように整理している<sup>34</sup>。

- ① 現状では、発信者を特定するためには、一般的に2回の裁判手続を別々に経ることが必要とされているところ、これを1つの手続の中で行うプロセスを定めることが可能であり、これにより円滑な被害者の権利回復を実現できる可能性があること
- ② 特定のログを迅速に保全可能とする仕組みを発信者の特定のプロセスと密接に組み合わせた

## 論説

制度を実現することが可能であり、これにより、ログが消去されることにより発信者が特定できなくなるという課題を解消するとともに、発信者の特定のための審査・判断について、個々の事案に応じて、短期間で迅速にも、時間をかけて丁寧にも行うことができるようになること

- ③ 上記のとおり1つの裁判手続の中で発信者を特定するプロセスにすることで、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダがともに適切に発信者の権利利益を確保する役割を果たすことができるほか、訴訟手続よりも裁判所の職権性が強い非訟事件手続においては、裁判所が運用上一定程度後見的な役割を担い得ることで、発信者は制度上の直接の当事者ではないものの、事件記録に表れた端緒から、発信者の権利利益が損なわれていることを裁判所が把握し、公平の見地から必要と認められる場合には、裁判所からプロバイダに追加の主張を促すなどして、発信者の保護を考え得ること
- ④ 事案に応じて、一本化された手続において柔軟に書面審理や口頭審理など適切な手続を活用することにより、特に権利侵害が明らかな誹謗中傷など、争訟性が低い事案について、より迅速な判断を可能とする仕組みを創設することが可能であること
- ⑤ 申立書の送付を送達よりも簡易な方法によることができるものとすることにより、特に海外事業者に対する迅速な開示手続となりうること

他方、非訟手続においては、原告と被告という対審構造や裁判手続の公開が原則とはされていないこと、既判力がないことなどの特徴があることから、制度設計次第にもよるが、非訟手続の創設の課題を以下のように整理している<sup>35</sup>。

- ① 現行の発信者情報開示訴訟とは異なる当事者構造となることにより、あるいは、発信者側の主張内容が裁判手続に十分に反映されないことにより、適法な情報発信を行う発信者の保護が十分に図られなくなるおそれがあり得ること
- ② 裁判手続の取下げや紛争の蒸し返しが比較的容易であり、また、それが外部から見えにくい等により、手続の濫用の可能性があり得ること
- ③ 原則として非公開で行われ、また、裁判手続の判断に記載される理由の程度によっては、開示可否に関する事例の蓄積や判断の透明性の確保が図られない可能性があり得ること

上記①に関しては、被害者救済のためには発信者情報の開示を受ける必要性が高い一方、発信者情報は発信者のプライバシー、匿名表現の自由等に関わる情報であることから慎重な取り扱いが必要となるだけでなく、適法な情報発信の保護を如何に図るかが問題となる。②に関しては、非訟手続を悪用し、スラップ訴訟のような場面も考えられる。③に関しては、非訟手続の主体を裁判所にすれば、解決できるのではないかと思われる。これらについては後述する。

## 4. 具体的な非訟手続

「最終とりまとめ」は、新たな裁判手続として、非訟手続を創設する場合、実体法上の請求権に「代えて」非訟手続とする考え方（案1）と、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける考え方（案2）があるとする。また、非訟手続の創設の検討に当たっては、両者の考え方の利点及び課題について整理する必要があるとしている<sup>36</sup>。

発信者情報開示に関する新たな裁判手続きについて—総務省「最終とりまとめ」の検証を中心に—

(案1)は、実体法上の請求権に「代えて」非訟手続きを全面的に取り入れるものであるが、その利点として、「最終とりまとめ」は、以下を挙げている<sup>37</sup>。

- ① 訴訟手続を不要とすることにより最終的な開示までの手続全体を簡略化し、迅速な開示が可能になること
- ② 非訟手続と訴訟手続を併存させる場合と比較して、制度の組み合わせによる選択肢が簡潔となり、実務上の運用が安定すること

(案2)は、既存の発信者情報開示請求権に「加えて」非訟手続きを新たに設ける方法であるが、この趣旨は、原則としては非訟手続において迅速な解決を図り、非訟手続における開示可否判断に異議がある際に、訴訟手続において慎重な審理を行うというプロセスである。「最終とりまとめ」は、この利点として次を挙げている。

- ① 争訟性が低く訴訟に移行しない事件については非訟手続限りでの早期解決が可能になること
- ② 請求権を持つという被害者の地位が現行法と同程度に確保されること
- ③ 争訟性が高い事案において開示可否判断に異議がある際には従来どおり訴訟手続が保障されること
- ④ 非訟手続の開示決定であっても実体法上の請求権に基づく履行強制が可能であり執行力が確保されること
- ⑤ 非訟手続において異議がなく開示可否が確定した場合には既判力が生じるものとすることができ、濫用的な蒸し返しが防止できること
- ⑥ 実体法上の請求権に基づき、現行法と同様に裁判外での開示が可能であること
- ⑦ 争訟性が高い事案において開示可否判断に異議がある際には公開の訴訟手続に移行し、問題となった争点についての裁判例の蓄積が図られること

なお、⑥について、「最終とりまとめ」は、実体法上の請求権に代えて非訟手続とした場合、請求権に代わる任意開示を認める根拠規定の創設が必要となるとしている<sup>38</sup>。

両者を比較した場合、一長一短はあるものの、「最終とりまとめ」は、新たな裁判手続の創設に当たっては、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を両立した制度設計が求められることから、開示可否について1つの手続の中で判断可能とした上で、現行法上の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに設けることを前提として、非訟手続の具体的な制度設計を検討することが適当であるとし、(案2)を推奨している<sup>39</sup>。

また、「最終とりまとめ」は、(案2)のメリットとして、実体法上の請求権を存置しこれに「加えて」非訟手続新たに設けることにより、ログの早期保全等(提供命令・消去禁止命令)の要請を踏まえつつ、訴訟に移行しない事件は非訟手続限りで開示手続(開示命令)を含めた早期解決が可能となり、また、異議申立てにより、必要な場合には訴訟に移行することも可能となるとしている<sup>40</sup>。

これについては、筆者も異論はないが、「最終とりまとめ」の中で、「なお、表現の自由やプライバシーといった発信者の権利利益の保護に鑑み開示手続は訴訟とすべきであるという指摘があったことも踏まえつつ、…検討を行う…」と述べているが<sup>41</sup>、知的財産権侵害と誹謗中傷など

のような人格権侵害では、その権利侵害に対する保護法益が自ずと異なるので、知的財産権侵害に対しては、非訟手続以外のより簡便な方法を採用することも可能ではないかと考える。

「最終とりまとめ」は、この非訟手続を現実のものとするため、以下の3つの命令を想定している<sup>42</sup>。特に、この3つの命令を一体的に非訟手続として位置づけている。

- ① 開示命令：コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダ等に対する発信者情報の開示命令
- ② 提供命令：コンテンツプロバイダが保有する権利侵害に関係する発信者情報を、被害者には秘密にしたまま、アクセスプロバイダに提供するための命令
- ③ 消去禁止命令：アクセスプロバイダに対して、コンテンツプロバイダから提供された発信者情報を踏まえ権利侵害に関係する発信者情報の消去を禁止する命令

これら3つの命令は、2つのプロセスに分けることができる。1つは、コンテンツプロバイダに対する「開示命令」のプロセスと、もう1つは、アクセスプロバイダの特定及びログの保全のための「提供命令」及び「消去禁止命令」のプロセスである。ポイントは、これらが同時並行で行われることである。特に、「提供命令」は、コンテンツプロバイダの発信者情報（例えば、IPアドレスやタイムスタンプ）からアクセスプロバイダを早期に特定し、アクセスプロバイダとコンテンツプロバイダの審理をまとめ、1つの開示判断で開示可能にすることである。

ここで問題となるのが、アクセスプロバイダの特定作業を行う主体である。コンテンツプロバイダの発信者情報からアクセスプロバイダを特定する作業は、これまでは被害者（典型的には被害者の代理人）が行っていたが、新たに創設する提供命令においては、発信者情報を被害者に秘密にしたままアクセスプロバイダに提供するため、被害者側以外の者が特定作業を行う必要がある<sup>43</sup>。これに関して「最終とりまとめ」は、コンテンツプロバイダが行うことが適当であるとしている。

この理由は、裁判所が特定作業を行うと想定した場合、現行法上の制度を活用する場合にはこれらの職員の職責上の制約<sup>44</sup>がある一方、新たな制度を創設する場合には選任や確保を含む体制整備に時間がかかり、案件数の増加や地域特性により、必要とされる人材を確保できない等課題が多いためとする<sup>45</sup>。この意味は、現行制度では、裁判所の人的資源などの制約のため、本来は裁判所が関与するのが一番適切であると考えられるところ、コンテンツプロバイダに任せるのがより現実的であるという発想に基づくものではないかと思われる。筆者としては、以前から主張しているように、裁判所内に、専門委員や裁判所調査官等の活用を考える方が、発信者情報を被害者に秘密にしたままアクセスプロバイダに提供するという本来の趣旨をより正確に実行かつ担保できるのではないかと考える<sup>46</sup>。

また、「提供命令」によりアクセスプロバイダを特定することができた場合、アクセスプロバイダ名の通知を受けた被害者がアクセスプロバイダに対する「開示命令」の申立てを行った場合には、速やかに当該アクセスプロバイダがコンテンツプロバイダに対する「開示命令」のプロセスに加わり、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダが一体として「開示命令」を受けることになる。

一方で、「提供命令」のプロセスでアクセスプロバイダを特定できない場合なども想定される。



発信者情報開示に関する新たな裁判手続きについて—総務省「最終とりまとめ」の検証を中心に—  
この場合には、「最終とりまとめ」は、アクセスプロバイダが加わることなくコンテンツプロバイダのみに対して「開示命令」が行われ、当該コンテンツプロバイダから開示された発信者情報をもとに被害者側がアクセスプロバイダを特定し、その後改めて当該アクセスプロバイダに対して住所・氏名等の開示を求めるといふ、現行制度に類似の2段階のプロセスを辿る余地を残しておくなど、一定程度柔軟な運用を確保することも必要であるとしている<sup>47</sup>。

## 5. 非訟手続の実効性について

このように非訟手続を導入することにより、被害者の権利救済が容易となる一方、発信者（加害者）の権利利益の確保も図る必要がある。この場合、直接的な当事者となるプロバイダが、裁判所の手続の中で当事者としての主張を行う前に、意見照会により、発信者の意見を確認することが重要である。

これに関し、「中間とりまとめ」は、「開示請求を受けたプロバイダは、本来、裁判手続の中で発信者の意見を適切に反映するなど、発信者の利益を適切に擁護する役割を担うことが期待されるが、裁判上の請求に対応する件数の増加等により負担が増し、期待される役割を果たすことが困難になっているなどの課題があることから、こうした課題に対応するため、発信者の利益擁護及び手続保障が十分に確保される裁判手続の実現を図る必要がある。」「例えば、プロバイダが発信者に対する意見照会を適切に行わないなどの特別な事情がある場合においても、発信者の手続保障を確保できるようにする観点から、発信者が裁判手続に関与することを可能とするような措置などについても検討が必要である。」としている<sup>48</sup>。

一方で、非訟手続を悪用するようなケースも想定される。現行制度でも、このようなケースは見られ、権利侵害等がないにも拘わらず、「いやがらせ」に類似した訴訟を提起することもある。これに付随して、「最終とりまとめ」では、いわゆる「スラップ訴訟」と呼ばれるような、開示請求の濫用の場合にもプロバイダが発信者に意見照会を行うことで、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれがあるのではないかという指摘があった。他方、意見照会制度が適切に機能しているのであれば、発信者の適法な発信について誤った発信者情報の開示を防ぐ効果があることから、むしろ萎縮効果をなくす方向に機能するものなのではないかといった指摘もあった<sup>49</sup>。

しかし、「最終とりまとめ」は、「発信者への意見照会は発信者の権利利益を保護するための重要な手続であって、仮にプロバイダの意見照会義務を廃止し、開示手続の初期にプロバイダが発信者の意向を確認しない場合には、プロバイダが形式的な反論に終始することや、発信者の意向に基づかない反論を行ってしまう可能性があることから、プロバイダの意見照会義務を廃止することは適当ではないと考えられる。」と結論づけている<sup>50</sup>。

これについては、発信者情報開示制度の趣旨が、特定電気通信による情報の流通によって権利が侵害された場合、その被害回復のためには発信者情報の開示を受ける必要性が極めて高い一方で、発信者情報は発信者のプライバシー、匿名表現の自由等にかかる情報であり、正当な理由もないのに発信者（権利侵害者）の意に反して開示されることがあってはならないことから、一定の厳格な要件が満たされる場合に限って、発信者情報開示請求者である被侵害者の請求に応じて発信者情報の開示に応じるべき義務が発生する旨を法定化したものであることを考えれば、発信

者に対する意見照会は当然あって然るべきものであろう<sup>51</sup>。

非訟手続を悪用されない方策としては、米国のデジタルミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act：DMCA）（以下「DMCA」という。）<sup>52</sup>に規定する宣誓陳述書（sworn declaration）<sup>53</sup>が参考になる。もともと「最終とりまとめ」で提唱されている非訟手続は、DMCAの方法を参考に行っていると思われる。DMCA512条<sup>54</sup>は、その対象を著作物に限定したものであるが、法4条1項と同様に、発信者情報の開示制度を設けている。すなわち、自己の著作物をアップロードされ、著作権を侵害されたとする者は、アップロードした発信者に対して訴訟を起こせるよう、プロバイダに発信者情報の開示を求めるため、連邦地方裁判所の書記官に発信者情報開示命令を発することを申し立てることができる<sup>55</sup>。連邦裁判所に対する発信者情報開示命令請求の手続きは、いたって簡単であり、裁判官を経由することなく書記官の形式的な書類の審査のみで発信者情報開示命令を発することができる。しかし、特徴的なのは、証拠としての宣誓陳述書（sworn declaration）を開示請求者に求めることである<sup>56</sup>。

DMCA512条(h)(2)(C)は、宣誓陳述書については、「情報開示命令を要求する目的は侵害者とされる者を特定することであり、かつかかる情報は本編に基づいて権利を保護する目的のみに使用される旨の宣誓陳述書」<sup>57</sup>を書記官に提出して行うことができるとし、明らかに、発信者情報開示請求が不正の目的で使用されないよう宣誓陳述書で歯止めをかけていることがわかる。すなわち、宣誓陳述書は、公証人の前で宣誓の上事実を陳述するので、宣誓陳述書の記載事項に虚偽が含まれていた場合、刑事制裁を課すことができる<sup>58</sup>。このため、この宣誓陳述書の裁判所への提出により、発信者情報開示請求が不正の目的で使用されないための抑止効果が期待できる<sup>59</sup>。

DMCAに規定する連邦地方裁判所の書記官に発信者情報開示命令を発することを申し立てる方法や宣誓陳述書については、プロバイダ責任制限法検証WGでも議論され、2011年6月の「プロバイダ責任制限法検証WG提言」の中に、その議論の内容が掲載されている<sup>60</sup>。このように、宣誓陳述書を提出させるというやり方は、スラップ訴訟のような非訟手続を悪用したやり方に、一定程度抑止力を与えるのではないと思われる。

## 6. 知的財産権の侵害

最後に、知的財産権の侵害行為について述べておきたい。前述のように、「最終とりまとめ」では、知的財産権侵害と人格権侵害を区別せず、同一の手続きによる解決策を模索しているように見えるが、明らかに知的財産権侵害と人格権侵害は、保護法益が異なることから、分けて議論すべきであり、解決に向けての手続きも別個のものとして取り扱った方が良いのではないだろうか。

知的財産権の侵害で代表的なものが、著作権侵害と商標権侵害であろう。総務省の「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン（第7版補訂）」（以下「開示関係ガイドライン」という。）でも、権利侵害の明白性の判断基準等として、①名誉棄損・プライバシー侵害、②著作権等侵害、③商標権侵害、の3つに区別している<sup>61</sup>。これら著作権侵害及び商標権侵害のような知的財産権侵害は、人格権侵害に比べ比較的単純であり、保護法益も知的財産権であることから、人格権のような加害者の表現の自由・プライバシーを保護する法益が比較的少ないと考えら

発信者情報開示に関する新たな裁判手続きについて—総務省「最終とりまとめ」の検証を中心に—  
れる。そのため、知的財産権侵害に対しては、人格権侵害のケースよりも、単純な解決策をを図るべきではないだろうか。

すなわち、知的財産権侵害に対しては、法4条1項の発信者情報開示請求権に準じた手続きを用いることなく、より単純な解決を図るべきであろう。なぜなら、プロバイダ責任制限法は、プロバイダに権利侵害情報か否かの判断を任せる法律構成をとっているが、法4条4項に基づき、開示については極めて消極的な対応を採らざるを得ず、被害者の保護が十分に行われない可能性があるからである。また、アクセスプロバイダも、被害者からの訴訟に巻き込まれ、多大の労力・時間及びコストを要するおそれが大きい。さらに、新たな非訟手続にしても、発信者に確認をとる手続きが煩雑であるので、知的財産権侵害にかかるものは、より簡便な手続きをとっても良いのではないだろうか。

この問題を解決するために参考となるのが、海外におけるノーティス・アンド・テイクダウン（以下「N&TD」ともいう。）<sup>62</sup>である。N&TDとは、被害者からの通知により、プロバイダが、権利侵害情報か否かの実体的判断を経ずに、当該情報の削除等の措置を行うことにより、当該削除に係る責任を負わないこととするものである。つまり、被害者からの形式的要件を備える通知のみで、プロバイダが、当該著作物の削除等の措置を行うことにより、その情報に係る責任を負わないこととするものである。そこには、プロバイダに積極的な監視義務はない。プロバイダが発信者のアップロード時に何ら関与していない場合、プロバイダが著作権侵害の可能性があることを知るのは、多くは被害者からの通知等がある場合である。したがって、N&TDは、被害者からの通知があった時点で、プロバイダが講ずべき措置について一定のルールを定めることが必要であるという考え方に基づくものである<sup>63</sup>。

DMCAでは、著作権の侵害を主張する者から法定の形式的要件を満たす通知を受領したプロバイダは、著作権侵害情報か否かの実体的判断を経ずに、いったん当該著作権侵害とされる情報を削除すれば、責任を負わないこととされている。また、削除された当該情報について、発信者に対して削除した旨を通知し、発信者から反対通知を受け取った場合には、当該著作権の侵害を主張する者に反対通知のコピーを送付するとともに、一定期間後に当該情報を復活させることを通知する。さらに、被害者が一定の期間に発信者に対して侵害行為の差止請求訴訟を提起しない場合、プロバイダ等が当該情報を復活させれば、責任を負わないこととされている<sup>64</sup>。

このN&TDは、わが国でも、プロバイダ責任制限法WGなどによって早くから検討されてきたが、否定的な意見が強く、実際の導入には至っていない。特に、N&TDを導入すると、「とりあえず削除」のインセンティブを高めてしまうのではないかという懸念がある。また、当事者間で紛争解決することを誘導するのは良いが、発信者情報開示のハードルを低くするのは問題とする意見もある<sup>65</sup>。さらに、プロバイダ責任制限法検証WGの議論では、「ノーティスの濫用による表現の自由やユーザのコンテンツ利活用の侵害の恐れ」など指摘された。

特に、プロバイダ責任制限法検証WG第1回の議論では、「DMCAのノーティス・アンド・テイクダウン手続についてみると、発信者は削除を回避するには匿名ではいられなくなる。匿名による情報の発信という法的利益に、日本の現行制度は一定の配慮を行った要件の下で発信者情報開示請求権が規定されているが、ノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入する場合に

は、それについて根本的な組み換えを必要とする。これは、仮処分との関係でいえば、保全の必要性の疎明を要求しない満足の仮処分を認めることと同じことであって、現行制度とはかなり異なる考え方に立つものであるので、日本法上はノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入することは難しいと思う。」と慎重な意見が出た<sup>66</sup>。

さらに、これに関して、総務省の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ」（2009年）は、「DMCAは、あくまでも著作権侵害のみに限定した制度であるが、例えば、これを名誉毀損等に適用した場合、表現の自由との関係で大きな問題が生じうる。」としている<sup>67</sup>。

これらの意見は、確かに理解できるものであるが、N&TDを、ネット上の権利侵害行為に対して一律に適用しようとするものと思われる。DMCAは、あくまでその対象を著作権侵害に限定するものであり、ネット上の権利侵害行為に対して一律に適用しようとするものではない。

DMCAでは、削除された当該情報について、発信者に対して削除した旨を通知し、発信者から反対通知を受け取った場合には、当該著作権の侵害を主張する者に反対通知のコピーを送付するとともに、一定期間後に当該情報を復活させることを通知し、さらに、当該著作権の侵害を主張する者が一定の期間に発信者に対して侵害行為の差止請求訴訟を提起しない場合は、プロバイダが当該情報を復活させれば、責任を負わないこととされている<sup>68</sup>。

このように、DMCAには、通知の濫用に対する制度的な担保が存在する。N&TDは、確かに「とりえず削除」というインセンティブが働くかもしれないが、削除後の手続きをより厳格化することによって、プロバイダの責任の制限をすると同時に、ネット上における違法な知的財産権の侵害を防げるのではないだろうか。現状の知的財産権侵害の多さを鑑みるに、このような措置も採ることも必要であろう。ネット上の知的財産権侵害に限って、今一度、N&TDを検討し直してみても良いのではないだろうか。

## 7. 結びにかえて

2020年12月に公表された「最終とりまとめ」で提唱されている新たな裁判手続きは、プロバイダ責任制限法を抜本的に変更するものであり、被害者の権利侵害を保護すると同時に、発信者の保護法益をも尊重したバランスの良い手続きであると思われる。ただし、「発信者情報開示請求の在り方に関する研究会」の非訟手続きの提唱は、以前から議論されてきたものであり、最終的な提案としては、時間がかかり過ぎたことは否めない。

たしかに「最終とりまとめ」は、今後の法改正に大きな影響を与えることには間違いはないであろうが、2021年2月に国会に提出された改正案は、これらの一部が取り入れられたにすぎない。

新たな非訟手続に関しては、「最終とりまとめ」の方針に沿った形での法改正が望ましいが、一方で、被害者救済を一律の手続きで対応するのではなく、権利侵害行為を知的財産権侵害と人格権侵害に大別し、それぞれの特徴に合わせた肌理の細かい対応を採ることが望まれる。なぜなら、これらは権利侵害に対する保護法益及びプライバシー侵害の程度が異なるからである。そのためには、知的財産権の侵害に対しては、米国で導入されているN&TDに類似した被害者救済の手続きも必要ではないだろうか。

発信者情報開示に関する新たな裁判手続きについて—総務省「最終とりまとめ」の検証を中心に—

プロバイダ責任制限法の立法当時では、想像できなかったようなインターネット上のサービスの多様化、ブログサービス、SNS、動画・画像共有サービスなど、様々なサービスが登場した。これらの登場とともに、ネット上の権利侵害行為も急激に増加していることを思えば、発信者情報開示手続きも、被害者救済に若干重きを置いた政策も必要ではないだろうか。

提唱する非訟手続の具体的な詳細については、紙幅の関係上、別の機会に譲りたい。

## 【補遺】

2021年4月、本法の改正案が可決・成立した。主な改正点は、①情報開示を容易にする新たな裁判手続きの創設（仮処分・訴訟を一度に行う）、②ログイン型投稿におけるログイン関係情報の開示情報の新設、である。これらについても、別の稿で詳しく検証することとする。

- 
- 1 平成13年11月30日法律第137号。平成25年4月26日法律第10号（2013年4月26日改正）。
  - 2 日本弁護士連合会「消費者のための発信者情報開示制度に関する意見書」<[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/101116\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/101116_2.pdf)>（as of Mar 25, 2021）。
  - 3 総務省「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000122708.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000122708.pdf)>（as of Jan 19, 2021）。
  - 4 総務省会見発言記事<[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kaiken/01koho01\\_02000917.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000917.html)>（as of Mar 25, 2021）。
  - 5 総務省令第82号（令和2年8月31日）<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000704454.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000704454.pdf)>（as of Mar 25, 2021）。
  - 6 総務省令では、①発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称、②発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所、③発信者の電話番号、④発信者の電子メールアドレス、⑤侵害情報に係るIPアドレス、⑥携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号、⑦侵害情報に係るSIMカード識別番号、⑧アイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備などに係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻（タイムスタンプ）が発信者情報として限定列挙されている。
  - 7 総務省「発信者情報開示請求の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」（令和2年8月）<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000705095.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000705095.pdf)>（as of Mar 25, 2021）。
  - 8 総務省「発信者情報開示請求の在り方に関する研究会」HP <[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/information\\_disclosure/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/index.html)>（as of Mar 25, 2021）。
  - 9 総務省「発信者情報開示請求の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」（令和2年12月）<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000724725.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf)>（as of Mar 25, 2021）。
  - 10 総務省「発信者情報開示請求の在り方に関する研究会（第11回）」HP <[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/information\\_disclosure/02kiban18\\_02000127.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/02kiban18_02000127.html)>（as of Mar 25, 2021）。
  - 11 非訟手続に関しては、不完全ながら筆者も以前提言したことがある（高田寛「ネット上の権利侵害行為の明白性とプロバイダの責任について」企業法学研究2016第5巻1号（2017年））。
  - 12 アクセスプロバイダ（権利侵害情報を媒介するインターネット接続サービス事業者）とコンテンツプロバイダ（権利侵害情報が書き込まれる場・サービスを提供する事業者）の双方を含む。
  - 13 高田寛『Web2.0インターネット法—新時代の法規制—』（文眞堂，2007年）178頁。高田寛「特定電気通信役務提供者に対する発信者情報開示請求権についての一考察」富大経済論集61巻2号（2015年）

- 61頁<[https://toyama.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=2039&item\\_no=1&page\\_id=32&block\\_id=36](https://toyama.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=2039&item_no=1&page_id=32&block_id=36)> (as of Mar 25, 2021)。
- 14 高田寛「ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察」法と経営学研究所年報2巻(2020)2頁。高田・前掲注(11)25頁。
- 15 利侵害の明白性を判断する基準として、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会は、2007年2月に「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン(初版)」を公表した。その後5回の改正を受け、現在、2020年9月の第7版補訂が最新である<[https://www.telesa.or.jp/wp-content/uploads/provider\\_hguideline\\_20200909.pdf](https://www.telesa.or.jp/wp-content/uploads/provider_hguideline_20200909.pdf)> (as of Mar 25, 2020)。
- 16 コンテンツプロバイダのIPアドレスやタイムスタンプのログ情報の保管期間は、3～6か月である。ツイッター社に関しては、同社のプライベートポリシーによると、ログデータの保管期間は最長18か月である。
- 17 仮処分の申立てから開示決定までに、通常国内プロバイダで2週間～2か月、海外プロバイダで3～4か月程度の時間を要す(総務省・前掲注(9)4頁(注7))。
- 18 <https://www.cman.jp/network/support/ip.html> (as of Mar 25, 2021)。
- 19 コンテンツプロバイダは、利用者に対し利用契約を提示し、それに同意させることにより利用を許可しているため、利用者の氏名・住所などの個人情報には保管していないことが多い。
- 20 書式① 発信者情報開示請求標準書式(プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン(第7版補訂)」(2020年)21頁<[https://www.telesa.or.jp/wp-content/uploads/provider\\_hguideline\\_20200909.pdf](https://www.telesa.or.jp/wp-content/uploads/provider_hguideline_20200909.pdf)> (as of Mar 25, 2021))。
- 21 訴訟提起から開示判決まで、通常6か月～1年程度の時間を要す(総務省・前掲注(9)5頁(注8))。
- 22 代表的な裁判例としては、東京高判平26・9・9判タ1411号170頁、東京高判平29・2・8判タ1446号109頁などがある。
- 23 勝訴しても賠償金額は、せいぜい20～100万円ぐらいであるが、一方、弁護士費用は50～60万円ぐらいかかる。
- 24 総務省・前掲注(9)3頁。
- 25 書式② 発信者に対する意見照会書(プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会・前掲注(20)24頁)。
- 26 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会・前掲注(20)24頁。
- 27 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会・前掲注(20)24頁。
- 28 高田・前掲注(14)2頁。
- 29 総務省・前掲注(9)4頁。
- 30 総務省・前掲注(9)5頁。
- 31 総務省・前掲注(9)11～12頁。
- 32 総務省・前掲注(9)11～12頁。
- 33 総務省・前掲注(9)11～12頁。総務省・前掲注(7)17～20頁。
- 34 総務省・前掲注(9)13頁。
- 35 総務省・前掲注(9)13～14頁。
- 36 総務省・前掲注(9)14頁。
- 37 総務省・前掲注(9)14～15頁。
- 38 総務省・前掲注(9)15頁(注19)。
- 39 総務省・前掲注(9)15、17頁。
- 40 総務省・前掲注(9)19頁。

発信者情報開示に関する新たな裁判手続きについて—総務省「最終とりまとめ」の検証を中心に—

- 41 総務省・前掲注(9) 17頁。
- 42 総務省・前掲注(9) 17～18頁。
- 43 総務省・前掲注(9) 19頁。
- 44 裁判所の職責上の制約に関し、「最終とりまとめ」は、裁判所法（昭和22年法律59号）57条2項で、「裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、知的財産又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査その他の法律において定める事務をつかさどる。」と規定されていることを挙げている（総務省・前掲注(9) 20頁（注24））。
- 45 総務省・前掲注(9) 19～20頁。
- 46 プロバイダに任せられた場合、プロバイダによってはその対応に差異が生じる懸念がある。またプロバイダに対し、新たな負担をかけることも考慮しなければならない。
- 47 総務省・前掲注(9) 18～19頁。
- 48 総務省・前掲注(9) 22頁。
- 49 総務省・前掲注(9) 22頁。
- 50 総務省・前掲注(9) 23～24頁。
- 51 高田・前掲注(11) 25頁。高田・前掲注(14) 2頁。
- 52 アメリカで1998年10月に成立し、2000年10月に施行された連邦法で、米国著作権法（17 U.S.C.）等の一部を改正する法律である（<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/17/512>）（as of Feb 20, 2017）。
- 53 17 U.S.C. § 512 (h) (2) (C).
- 54 17 U.S.C. § 512 (h).
- 55 17 U.S.C. § 512 (h) (1).
- 56 高田・前掲注(11) 34頁。
- 57 和訳は、CRIC（公益社団法人著作権情報センター）による<[http://www.cric.or.jp/db/world/america/america\\_c5.html#512](http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c5.html#512)>（as of Mar 25, 2021）。
- 58 18 U.S.C. § 401, 1621, 1623.
- 59 高田・前掲注(11) 34頁。高田・前掲注(14) 2頁。
- 60 プロバイダ責任制限法検証 WG「プロバイダ責任制限法検証 WG提言」（2011年6月）8頁 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000134914.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000134914.pdf)>（as of Mar 25, 2021）。
- 61 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会・前掲注(20) 11～18頁。
- 62 ノーティス・アンド・テイクダウンの他に、フランスなどで導入されているスリー・ストライク制もあるが、これについては拙稿「ネット上の権利侵害行為の明白性とプロバイダの責任について」企業法学研究2016第5巻1号（2016）を参考にされたい。
- 63 高田・前掲注(11) 26頁。
- 64 総務省「ノーティスアンドテイクダウン手続きについて」（資料5）<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000105846.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000105846.pdf)>（as of Mar 25, 2021）。
- 65 総務省・前掲注(64）。
- 66 総務省・前掲注(64）。
- 67 総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終とりまとめ」（2009年1月）46頁<[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/pdf/090116\\_1\\_bs1-2.pdf](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/pdf/090116_1_bs1-2.pdf)>（as of Mar 25, 2021）。総務省・前掲注(64）。この他、ノーティス・アンド・テイクダウンの制度についての意見は、総務省・前掲注(64）に整理されている。
- 68 高田・前掲注(11) 27頁。総務省・前掲注(64）。